

契 約 書

愛知県競馬組合（以下〔甲〕という。）と（以下〔乙〕という。）とは、甲の占有する不動産（土地または建物）の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

（賃貸物件）

第1条 甲は、乙に対して、その所有する次に掲げる物件（以下〔物件〕という。）を貸付け、乙はこれに対して賃貸料を支払うものとする。

- （１）所在地 愛知県豊明市間米町敷田 1 2 2 5
- （２）貸付場所の明細 中京競馬場西入場門 1 階（地方競馬発売所）の一部 5. 5 8 m²

（使用目的）

第2条 乙は、物件を飲料及び食品用自動販売機の設置の用に使用するものとする。なお、設置に関しては別紙仕様書によるものとする。

（賃貸期間）

第3条 物件の賃貸期間は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 3 年 9 月 3 0 日までとし、貸付契約の更新は認めないものとする。〔借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約〕

（賃貸料及び支払方法）

第4条 物件の賃貸料（以下〔賃貸料〕という。）は、貸付物件に設置の自動販売機の売上金額に 1 0 0 分の を乗じて得た金額とする。ただし、この金額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

- 2 甲は、甲が立会いのもと乙が行う毎月末の売上集計に伴って、提出する売上金報告書に基づき、前項により算出した額を乙に請求する。
- 3 乙は賃貸料請求書を受理した日から 30 日以内に支払わなければならない。
- 4 乙は前項による支払いを遅延したときは、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 条）第 8 条第 1 項規定に基づく率による割合を乗じた金額とする。

（経費の負担）

第5条 自動販売機の設置、維持管理、撤去等に要する経費負担については、次のとおりとする。

- （１） 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等はすべて乙の負担とし、その方法については甲の指示によるものとする。
- （２） 自動販売機の設置または撤去に関し、電気工事等が必要となる場合の工事の実施及びその経費は、乙の負担とする。
- （３） 契約の期間内に自動販売機の増設及び改造、その他原状を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、乙の負担をもってこれを行うものとする。

(物件の管理責任等)

第6条 物件の管理は乙が善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、甲の承認を受けないで物件を第三者に転貸または譲渡してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の解除)

第8条 甲または乙が、契約を期間中に解除しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、乙がこの契約事項に違反したときは、催告しないでこの契約を解除できる。

3 前項により契約を解除した場合は、乙は自動販売機及び残存消耗品を速やかに撤去し、原状回復をしなければならない。この場合、甲は一切の損害賠償の責を負わない。

(紛争の解決)

第9条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議し紛争の解決をはかるものとする。

(雑則)

第10条 この契約書及び愛知県競馬組合財務規則に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 弥富市駒野町1番地
愛知県競馬組合
管理者 愛知県知事 大村秀章

乙